2　登録個人ばく露測定講習機関は、毎事業年度開始前に（登録を受けた日の属する事業年度にあつては、その登録を受けた後遅滞なく）、実施計画届出書（様式第一号の二）に前項の規定により作成した計画を添えて、所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3　登録個人ばく露測定講習機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、実施計画変更届出書（様式第一号の三）を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

4　登録個人ばく露測定講習機関は、個人ばく露測定講習を修了した者に対し、遅滞なく、修了証を交付しなければならない。

5　登録個人ばく露測定講習機関は、毎事業年度経過後一月以内に、その事業年度に実施した個人ばく露測定講習の結果について、個人ばく露測定講習実施結果報告書（様式第一号の四）を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

（変更の届出）

第一条の二の四十四の二十二　登録個人ばく露測定講習機関は、第一条の二の四十四の十九第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録個人ばく露測定講習機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。

（新設）

（業務規程）

第一条の二の四十四の二十三　登録個人ばく露測定講習機関は、個人ばく露測定講習の業務の開始の日の二週間前までに、次の事項を記載した個人ばく露測定講習の業務に関する規程を定め、業務規程届出書（様式第二号）に当該規程を添えて、所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一　個人ばく露測定講習の実施方法

二　個人ばく露測定講習に関する料金

三　前号の料金の収納の方法に関する事項

四　個人ばく露測定講習の講師の選任及び解任に関する事項

五　個人ばく露測定講習の講習科目及び時間に関する事項

六　個人ばく露測定講習の修了証の発行に関する事項

七　個人ばく露測定講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

八　個人ばく露測定講習の実施に関する計画に関する事項

九　第一条の二の四十四の二十五第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項

十　前各号に掲げるもののほか、個人ばく露測定講習の業務に関し必要な事項

2　登録個人ばく露測定講習機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、業務規程変更届出書（様式第三号）を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

（新設）

（業務の休廃止）

第一条の二の四十四の二十四　登録個人ばく露測定講習機関は、個人ばく露測定講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、個人ばく露測定講習業務休廃止届出書（様式第四号）を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。